

令和6年度 【しらさぎ運動公園】の管理に関する評価シート

1 施設の概要

名称	しらさぎ運動公園
所在地	伊賀市下友生 3032 番地ほか
構成施設等	屋内多目的グラウンド・照明・屋外ゲートボール場・管理棟・体育用具庫・草刈機置場・防災倉庫・第1駐車場・第2駐車場
開館日及び開館時間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 午前9時から午後10時まで
休館日	なし
施設所管課	スポーツ振興課

2 指定管理者等

団体名称	公益財団法人 伊賀市文化都市協会
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	総額 78,094,200 円 (令和6年度 16,342,800 円)

3 業務実施の状況

(1) 施設の使用の状況

区分	貸出可能数 (件)	貸出数 (件)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	備考
多目的グラウンド	366	281	76.7	17,278	
屋外ゲートボール場	366	1	0.2	8	
管理棟	366	133	36.3	2,810	
計	1,098	415	75.5	20,096	

(2) 利用料金の収入等の状況

区分	利用料金合計 (A)	減免額 (B)	差引額 (A-B)	うち、未収入額
多目的グラウンド	2,015,663	0	2,015,663	0
屋外ゲートボール場	2,480	0	2,480	0
管理棟	70,620	0	70,620	0
計	2,088,763	0	2,088,763	0

(3) 管理に関する収支状況

単位：円

収入				支出	差引 (A-B)
指定管理料	利用料金	その他	合計(A)	合計(B)	
16,342,800	2,088,763	58,055	19,598,053	18,149,194	1,448,859

※自主事業に係る経費を除く。

4 評価

(1) 【しらさぎ運動公園】の設置目的、評価指標及び達成水準

ア 施設の設置目的

市民の体育向上及びレクリエーション活動の振興を図るため

イ 評価指標及び達成水準

評価指標	達成水準	達成状況
施設の使用状況（年平均稼働率）	40%	75.5%
達成状況に対するコメント 達成水準を大きく上回る成果となり評価する。今後も更なる高い目標へのチャレンジを期待する。		

(2) 運営業務に関する市の履行確認及び評価

ア 施設の運営に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
管理責任者1人を常時配置すること。	○	B
必要な職員として、仕様書に定める係員を配置すること。	○	
職員の勤務形態は体育施設の運営に支障がないように定めること。	○	
職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。	○	
障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須） 施設の窓口対応において、お客様からの問い合わせや意見等について、まずはその内容を確認し、指定管理者として検討、対応するといった体制ができていない。お客様に市へ直接問い合わせるように伝えているケースがある。 お客様からの問い合わせや意見は、まずは指定管理者で受付、確認をした上で、対応が難しい場合に市へ協議をかけるという体制を整えていただきたい。		

イ 自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設の自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）を計画し、実施すること。	○	B
事業実施にあたって、地域住民および利用者の施設に関するニーズを適正に反映すること。	○	
事業実施にあたって、各年齢層や世代間交流を考慮した対象者とする。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

ウ 会議室等の利用に供すること。

業務内容	履行確認	市評価
利用料金については、市長の承認を得て定めること。	○	B
施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、必要に応じて、利用料金の減免または徴収の猶予をすること。	○	
施設設置条例に基づき、適切に使用許可をすること。	○	

施設設置条例に基づき、必要に応じて使用を制限すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

エ 施設及び設備の維持管理に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設及び設備に関して仕様書別表1に定める保守管理を行うこと。	○	B
駐車場の管理を行うこと。	○	
施設賠償責任保険に加入すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

オ その他

業務内容	履行確認	市評価
緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。	○	B
個人情報の保護に関し、法令に基づき適正な管理体制を取り、職員に周知徹底を図ること。	○	
<p>評価に対するコメント（評価B以外は必須）</p> <p>管理施設内の拾得物の取り扱いについて、施設ごとに取り扱いが異なっているため、取扱要項などを策定し周知されたい。</p> <p>各施設において、意見箱を設置し利用者意見の聴取に努められているが、設置していない施設や、設置していても利用者から見えにくい場所に設置されている、また意見を記入する用紙が置かれていない施設も見受けられた。意見箱の適切な場所、方法を検討し利用者からの意見聴取に努められたい。また、意見を参考に管理運営方法の見直しや市民サービスの向上に努められたい。</p>		

(3) 各種計画書及び報告書等の提出等に関する市の履行確認及び評価

業務内容	履行確認	市評価
事業計画書及び収支計画書を提出し、市の承認を得ること。【中間】	○	B
月次業務報告書を指定の期日までに提出すること。【中間・年度末】	○	
事業報告書及び収支決算書を指定の期日までに提出すること。【中間】	○	
事業報告書の提出に併せて団体等の決算書を提出すること。【中間】	○	
自己評価を行い、モニタリング結果を提出すること。【中間・年度末】	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

【履行確認】

○：業務を実施した。

- ×：業務を実施していない。
- ：業務が発生しなかった。

【評価の基準】

- A：協定書、仕様書等の水準を上回る（履行状況に「×」がなく、仕様以上の業務を行ったとき。）。
- B：協定書、仕様書等の水準を満たしている（履行状況に「×」がないとき。）。
- C：協定書、仕様書等の水準を満たしていない（履行状況に1つ以上「×」があるとき。）。